

上下水道 のしおり



熊本市
上下水道局



目次

- 1 …… 検針から請求まで
- 5 …… 水道料金・下水道使用料
- 8 …… 水道料金・下水道使用料のお支払い方法
- 10 …… いろいろな届出と申請
- 13 …… 給水装置はお客様の財産です
- 15 …… 漏水はすぐに修理を
- 17 …… 貯水槽水道の管理
- 19 …… 水道の水質について
- 21 …… 上下水道局からのお願い[上水道編]
- 23 …… 公共下水道への接続のお願い
- 26 …… 下水道の各種補助制度
- 32 …… 受益者負担金制度について
- 37 …… 上下水道局からのお願い[下水道編]
- 38 …… 上下水道局からのお知らせ
- 40 …… 営業窓口のご案内



検針から請求まで

検針について

上下水道局では、水道メーターの検針を行い、使用した水の量に応じた水道料金等をお客様からいただいています。

●検針のサイクル

2ヵ月毎に検針を行っています。

※おおむね白川から東部地区は偶数月、西部地区（旧富合町・城南町・植木町を含む）は奇数月

●使用水量算定方法

検針で計量した使用水量(2ヵ月分)2分の1相当量を1ヵ月の水量とします。

●請求

検針月の翌月と翌々月に、上記使用水量分を請求しています。従いまして、請求は、実際のご使用月から2ヵ月程度遅れます。

(東部地区の例)

検針日	使用水量	請求水量	請求月	検針日	使用水量	請求水量	請求月
2月5日	42m ³	21m ³	3月分	4月5日	47m ³	24m ³	5月分
		21m ³	4月分			23m ³	6月分

※2月5日検針分は3月と4月に請求し、4月5日検針分は5月と6月に請求します。

「水道等ご使用量のお知らせ」(検針票)をご確認ください

いつもご利用いただきありがとうございます。
水道等ご使用量のお知らせ
中央区水前寺6丁目2-45

ご使用場所
お名前 熊本 太郎 様

水道のご使用について下記のとおりお知らせします。

水せん番号CD		水道料金	下水道	戸数
1234567	013	12345	1	1
今 検針日	〇〇年 4 月 5 日			
回 指 針	505			
前回指針(-)	458			
メーター取替水量(+)				
今回ご使用量	47 m ³			
ご使用期間	2 月 5 日 ~ 今回検針日			
前回ご使用量	42 m ³	前年同月ご使用量	48 m ³	

ご請求予定額			
年 月 分	〇〇年 5 月	〇〇年 6 月	
使用水量	24 m ³	23 m ³	
水道料金	3,344 円 (304)	3,168 円 (288)	
下水道使用料	3,037 円 (276)	2,865 円 (260)	
ご請求予定額	6,381 円 (580)	6,033 円 (548)	

*カッコ内は消費税等相当額です。

通 信 欄

このお知らせ票で集金することはありません。
料金課 TEL 096-381-1118
〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇〇
熊 本 市 上 下 水 道 局

●水せん番号CD
お問い合わせの際には、この番号をお知らせください。

●メーター取替水量
メーターの取替があった場合、前回の検針日からメーターの取替日までの使用水量を表示します。

●今回ご使用量
2ヵ月間の使用水量です。

●下水道使用料
下水道を接続している場合は、下水道使用料を併せて請求します。

●ご請求予定額
今回検針使用分の請求予定額をお知らせいたします。

●お問い合わせ

マンションなど(共同住宅)の検針・水道料金について

上下水道局では、受水槽を設置して給水されているマンションなど、各部屋が世帯単位で独立した住居として使用されている集合住宅のことを、「**共同住宅**」と呼んでいます。したがって、寮など集団で生計を営む住居や事務所、店舗は共同住宅として取り扱いません。

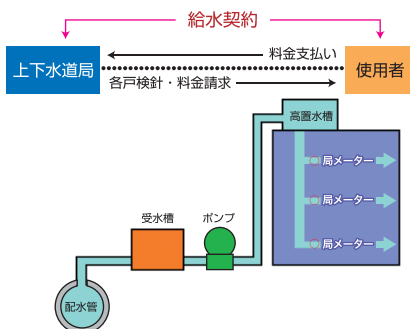
共同住宅の検針・水道料金には、次の二つの場合(方法)があります。

◆各部屋ごとに上下水道局のメーターを設置している場合

各部屋ごとに設置された水道メーターを検針し、次の方法で算出した水道料金を各部屋の使用者が直接支払う方法。

(水道料金の算出方法)

設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。

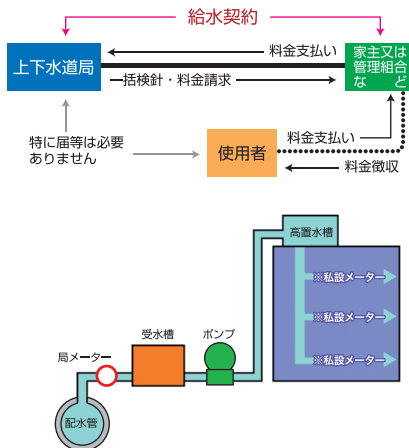


◆全部屋を対象とした上下水道局のメーターを1個設置している場合

全部屋を対象とした水道メーターを検針し、次の①または②で算出する料金を家主または管理組合などが各部屋の使用者から徴収し、一括して支払う方法。

(水道料金の算出方法)

- ①設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。
- ②設置した水道メーターの使用水量を、入居している部屋数で除して得た値を各部屋の基礎水量とし、基礎水量を一般用メーター口径20mmの料金で算出した額を各部屋合計した額。
(②の料金の適用は、上下水道局への申込手続きが必要です。)



※私設メーター(家主などが設置しているもの)の有無は、建物によって異なります。

下水道使用料について

下水道使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に変えて河川に放流するための経費や、下水道施設の維持管理のための経費にあてられています。

◆下水道使用料を納めていただく方

家庭や工場などからの汚水を下水道に流される方は、全て対象になります。

◆下水道使用料の算定について

- ①下水道使用料は、排除汚水量に基づき算定し、基本使用料と従量使用料の合計額となります。(次頁の料金表参照)
- ②使用料算定の基礎となる排除汚水量は次のように認定します。

・水道水を使用されている場合は、水道水の使用水量を排除汚水量とします。

(本市では、2ヵ月毎にメーターの検針を行い、その間の使用水量を2分割し、検針月の翌月と翌々月に振り分けて1月分の使用水量としています。)

・事業用として井戸水等を使用されている場合は、井戸水等の使用水量(くみ上げられた水量)を排除汚水量とします。

・井戸水や温泉水などを家庭用に使用されている場合の排除汚水量は次のように算定します。

井戸水等のみご使用の場合

A井戸水等の使用量を計量するためのメーターが設置してある場合	メーターで計量した使用水量を排除汚水量とします。
B井戸水等の使用量を計量するためのメーターがない場合	別表1の使用人数に応じた認定水量を排除汚水量とします。 (1人→9m ³ 、2人→15m ³ 、3人→20m ³ 、4人以上は、1人増える毎に4m ³ を加えた量)

別表1

(※1ヵ月あたり)

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに4m³を加えた水量。

水道水と井戸水等を併用してご使用の場合

C井戸水等の使用量を計量するためのメーターが設置してある場合	メーターで計量した井戸水等の使用水量を水道水の使用水量に加え、その合計水量を汚水の量とします。
D井戸水等の使用量を計量するためのメーターがない場合	別表2の井戸水等の使用用途(使用人数別)に応じた世帯人員毎の認定水量を水道水の使用水量に加え、その合計水量を汚水の量とします。

別表2

(※1ヵ月あたり)

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定水量 人員用途別 (水道水と併用)	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに、

用途に応じ、トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量

(例:消費税10%込み)

※2人で使用され、水道水10m³、井戸水をトイレ(4m³)と風呂(3m³)に使用の場合の使用料
 排除汚水量は 10m³+7m³=17m³で認定
 料金表に基づき、17m³の使用料を算定
 890.47円(基本使用料)+1,063.15円(従量使用料)=1,953.62円…1,953円

- 一般家庭で井戸水を使用し、その排水を下水道へ排出される場合は、「水道水以外の水の使用状況申告書」を提出していただき、それに基づき下水道使用料を算出します。
- 上下水道局では、下水道使用料の未賦課や誤徴収を防ぐ目的で、水道の検針員が井戸水等の使用状況を定期的に確認しています。

◆届出のお願い

次のような場合は、必ず上下水道局お客さまセンターへ届出をお願いします。

- ・転居等により、下水道の使用を開始または中止するとき
- ・使用している水(水道水、井戸水、温泉水など)を変更するとき
- ・井戸水等を使用の一般家庭において、使用人数、使用用途に変更があった場合
- ・新築や浄化槽からの切り替えて、新たに汚水を下水道に流す場合は、給排水設備課 ☎096-381-1153 へご連絡ください。

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

水道料金・下水道使用料

(令和元年10月改正 消費税10%込み)

◆水道料金表(1ヵ月につき)

種別・用途・ 口径	料金区分	基本料金	従量料金		
			使用水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)	
専用給水装置	一般用	13mm	990.00円	1~ 10 11~ 20 21~ 30 31~ 40 41~	16.50円 148.50円 176.00円 203.50円 242.00円
		20mm	1,364.00円		
		25mm	1,859.00円		
		40mm	4,235.00円		
		50mm	9,185.00円	1~ 50 51~ 100	242.00円 264.00円
		75mm	16,335.00円	101~ 500 501~	286.00円 319.00円
		100mm	28,160.00円		
		150mm	60,500.00円		
	浴場営業用	5,720.00円	1~ 150 151~	なし 60.50円	
	一時用		1 m ³ につき	577.50円	
私設消火栓	演習用	50mm未満	1個1回20分以内につき	330.00円	
		50mm以上	1個1回20分以内につき	660.00円	

◆下水道使用料(1ヵ月につき)

料金区分	基本使用料	従量使用料				
		排除汚水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)			
汚水の種類	一般汚水	890.47円	1~ 10 11~ 20 21~ 50 51~ 200 201~ 500 501~ 2,000 2,001~	14.65円 130.95円 172.85円 209.51円 251.42円 293.32円 340.47円		
			公衆浴場汚水	-	1~	12.56円



(1円未満切捨て)

◆水道料金 簡易計算方法

口径	使用水量	料金の簡易計算式	
13mm }	0m ³	口径別基本料金	
	1m ³ ~ 10m ³	(使用水量 × 16.5円) + 口径別基本料金	
	11m ³ ~ 20m ³	(使用水量 × 148.5円) + 口径別基本料金 - 1,320円	
	21m ³ ~ 30m ³	(使用水量 × 176.0円) + 口径別基本料金 - 1,870円	
	25mm	31m ³ ~ 40m ³	(使用水量 × 203.5円) + 口径別基本料金 - 2,695円
41m ³ 以上		(使用水量 × 242.0円) + 口径別基本料金 - 4,235円	
40mm }	0m ³	口径別基本料金	
	1m ³ ~ 50m ³	(使用水量 × 242円) + 口径別基本料金	
	51m ³ ~ 100m ³	(使用水量 × 264円) + 口径別基本料金 - 1,100円	
	150mm	101m ³ ~ 500m ³	(使用水量 × 286円) + 口径別基本料金 - 3,300円
		501m ³ 以上	(使用水量 × 319円) + 口径別基本料金 - 19,800円

◆下水道使用料 簡易計算方法

(1円未満切捨て)

排除汚水量	使用料の簡易計算式
0m ³	基本使用料 890.47円
1m ³ ~ 10m ³ まで	(排除汚水量 × 14.65円) + 890.47円
11m ³ ~ 20m ³ まで	(排除汚水量 × 130.95円) - 272.53円
21m ³ ~ 50m ³ まで	(排除汚水量 × 172.85円) - 1,110.53円
51m ³ ~ 200m ³ まで	(排除汚水量 × 209.51円) - 2,943.53円
201m ³ ~ 500m ³ まで	(排除汚水量 × 251.42円) - 11,325.53円
501m ³ ~ 2,000m ³ まで	(排除汚水量 × 293.32円) - 32,275.53円
2,001m ³ 以上	(排除汚水量 × 340.47円) - 126,575.53円

上下水道料金早見表（消費税10%込み）

口径13mm			
使用水量 排除汚水量 (m)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	990	890	1,880
1	1,006	905	1,911
2	1,023	919	1,942
3	1,039	934	1,973
4	1,056	949	2,005
5	1,072	963	2,035
6	1,089	978	2,067
7	1,105	993	2,098
8	1,122	1,007	2,129
9	1,138	1,022	2,160
10	1,155	1,036	2,191
11	1,171	1,051	2,222
12	1,188	1,066	2,253
13	1,204	1,081	2,285
14	1,221	1,096	2,316
15	1,237	1,111	2,347
16	1,254	1,126	2,379
17	1,270	1,141	2,410
18	1,287	1,156	2,441
19	1,303	1,171	2,472
20	1,320	1,186	2,503
21	1,336	1,201	2,534
22	1,353	1,216	2,565
23	1,369	1,231	2,596
24	1,386	1,246	2,627
25	1,402	1,261	2,658
26	1,419	1,276	2,689
27	1,435	1,291	2,720
28	1,452	1,306	2,751
29	1,468	1,321	2,782
30	1,485	1,336	2,813
31	1,501	1,351	2,844
32	1,518	1,366	2,875
33	1,534	1,381	2,906
34	1,551	1,396	2,937
35	1,567	1,411	2,968
36	1,584	1,426	2,999
37	1,600	1,441	3,030
38	1,617	1,456	3,061
39	1,633	1,471	3,092
40	1,650	1,486	3,123
41	1,666	1,501	3,154
42	1,683	1,516	3,185
43	1,699	1,531	3,216
44	1,716	1,546	3,247
45	1,732	1,561	3,278
46	1,749	1,576	3,309
47	1,765	1,591	3,340
48	1,782	1,606	3,371
49	1,798	1,621	3,402
50	1,815	1,636	3,433
60	1,902	1,706	3,608
70	2,002	1,806	3,808
80	2,102	1,906	4,008
90	2,202	2,006	4,208
100	2,302	2,106	4,408

口径20mm			
使用水量 排除汚水量 (m)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	1,364	890	2,254
1	1,380	905	2,285
2	1,397	919	2,316
3	1,413	934	2,347
4	1,430	949	2,379
5	1,446	963	2,409
6	1,463	978	2,441
7	1,479	993	2,472
8	1,496	1,007	2,503
9	1,512	1,022	2,534
10	1,529	1,036	2,565
11	1,545	1,051	2,596
12	1,562	1,066	2,627
13	1,578	1,081	2,658
14	1,595	1,096	2,689
15	1,611	1,111	2,720
16	1,628	1,126	2,751
17	1,644	1,141	2,782
18	1,661	1,156	2,813
19	1,677	1,171	2,844
20	1,694	1,186	2,875
21	1,710	1,201	2,906
22	1,727	1,216	2,937
23	1,743	1,231	2,968
24	1,760	1,246	2,999
25	1,776	1,261	3,030
26	1,793	1,276	3,061
27	1,809	1,291	3,092
28	1,826	1,306	3,123
29	1,842	1,321	3,154
30	1,859	1,336	3,185
31	1,875	1,351	3,216
32	1,892	1,366	3,247
33	1,908	1,381	3,278
34	1,925	1,396	3,309
35	1,941	1,411	3,340
36	1,958	1,426	3,371
37	1,974	1,441	3,402
38	1,991	1,456	3,433
39	2,007	1,471	3,464
40	2,024	1,486	3,495
41	2,040	1,501	3,526
42	2,057	1,516	3,557
43	2,073	1,531	3,588
44	2,090	1,546	3,619
45	2,106	1,561	3,650
46	2,123	1,576	3,681
47	2,139	1,591	3,712
48	2,156	1,606	3,743
49	2,172	1,621	3,774
50	2,189	1,636	3,805
60	2,276	1,706	3,982
70	2,376	1,806	4,182
80	2,476	1,906	4,382
90	2,576	2,006	4,582
100	2,676	2,106	4,782

口径25mm			
使用水量 排除汚水量 (m)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	1,859	890	2,749
1	1,875	905	2,780
2	1,892	919	2,811
3	1,908	934	2,842
4	1,925	949	2,874
5	1,941	963	2,904
6	1,958	978	2,936
7	1,974	993	2,967
8	1,991	1,007	2,998
9	2,007	1,022	3,029
10	2,024	1,036	3,060
11	2,040	1,051	3,091
12	2,057	1,066	3,122
13	2,073	1,081	3,153
14	2,090	1,096	3,184
15	2,106	1,111	3,215
16	2,123	1,126	3,246
17	2,139	1,141	3,277
18	2,156	1,156	3,308
19	2,172	1,171	3,339
20	2,189	1,186	3,370
21	2,205	1,201	3,401
22	2,222	1,216	3,432
23	2,238	1,231	3,463
24	2,255	1,246	3,494
25	2,271	1,261	3,525
26	2,288	1,276	3,556
27	2,304	1,291	3,587
28	2,321	1,306	3,618
29	2,337	1,321	3,649
30	2,354	1,336	3,680
31	2,370	1,351	3,711
32	2,387	1,366	3,742
33	2,403	1,381	3,773
34	2,420	1,396	3,804
35	2,436	1,411	3,835
36	2,453	1,426	3,866
37	2,469	1,441	3,897
38	2,486	1,456	3,928
39	2,502	1,471	3,959
40	2,519	1,486	3,990
41	2,535	1,501	4,021
42	2,552	1,516	4,052
43	2,568	1,531	4,083
44	2,585	1,546	4,114
45	2,601	1,561	4,145
46	2,618	1,576	4,176
47	2,634	1,591	4,207
48	2,651	1,606	4,238
49	2,667	1,621	4,269
50	2,684	1,636	4,300
60	2,771	1,706	4,477
70	2,871	1,806	4,677
80	2,971	1,906	4,877
90	3,071	2,006	5,077
100	3,171	2,106	5,277

◆料金計算の具体例

例：口径13mmメーターで4月検針（2月検針からの2ヶ月間）で47m³使用した場合

まず、2ヶ月間の使用水量47m³を5月請求水量と6月請求水量とに振り分けます

47m³ ÷ 2 ⇒ 5月請求水量 24m³と6月請求水量23m³（余り1は、前月分へ加算）

それぞれの請求水量をもとに料金を計算します（消費税10%込み）
（合計額に1円未満の端数が生じたときは、切捨てます。）

5月請求分 24m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	704円 (4m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	691.4円 (4m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,344円	合計(税込み)	3,037円
合計 6,381円 (水道料金3,344円 下水道使用料3,037円)			

6月請求分 23m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	528円 (3m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	518.55円 (3m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,168円	合計(税込み)	2,865円
合計 6,033円 (水道料金3,168円 下水道使用料2,865円)			

水道料金・下水道使用料のお支払い方法

口座振替(自動払込)による方法

お客さまの預貯金口座から自動的に料金が引き落とされますので、お支払いの手間が省けます。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

◆お申し込みは

- ・最近の「領収証」または「水道等ご使用量のお知らせ」(検針票)など、お客さまの「水せん番号CD」がわかるもの
- ・預・貯金通帳
- ・印かん(通帳に使用しているもの)

上記3点をお持ちになり、下記の金融機関窓口へ直接お申し込みいただくか、上下水道局お客さまセンターへご連絡いただくと、申込用紙をお送りします。

◆振替開始は

お申し込みから振替開始まで約2ヵ月を要しますので、それまでは納入通知書にてお支払いください。また、振替開始は、別途ハガキでお知らせします。

◆振替日は

毎月25日です。残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日に再振替します。(金融機関が休みの場合は、翌営業日) 口座振替後「水道料金等領収証」を郵送します。

※上下水道局のホームページからでもお申し込みできます。
(一部の金融機関のみの対応となります。)



※経費削減のため領収証の発行の省略に取り組んでいます。ご協力をよろしくお願い致します。

■ 取り扱い可能な金融機関 (令和5年4月現在)

銀行	肥後・熊本・みずほ・三井住友・りそな 三菱UFJ・福岡・西日本シティ・十八親和 長崎・大分・豊和・宮崎・鹿児島・南日本・北九州
信用金庫	熊本・熊本第一・熊本中央
農業協同組合	熊本市・熊本宇城・鹿本
その他	ゆうちょ銀行(郵便局)・九州労働金庫・熊本県信用組合 横浜幸銀信用組合

■ 連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

納入通知書による方法

上下水道局から郵送します「納入通知書」をご持参のうえ、以下のいずれかにより払い込みください。

◆納期限について

下図のように記載してあります。**必ず納期限までに払い込みをお願いします。**

The image shows three examples of water utility payment notices. Each notice has a table with the following columns: '請求年月分' (Request Year/Month), '納期限' (Due Date), '水道料金(円)' (Water Fee), '下水道使用料(円)' (Sewerage Usage Fee), and '合計金額(円)' (Total Amount). In all three examples, the '納期限' field is circled in red and contains the text '〇〇年〇〇月25日' (Year/Month 25th).

請求年月分	納期限	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
〇〇年〇〇月請求分	〇〇年〇〇月25日	3,344	3,037	6,381

◆金融機関による方法

- ・前頁に記載の金融機関

※ゆうちょ銀行については、九州管内（沖縄を除く）に限ります

◆コンビニエンスストアによる方法

- ・納入通知書でご確認ください

※取り扱い可能なコンビニエンスストアについては、随時更新しますのであらかじめご了承ください。

◆モバイル決済による方法

- ・LINE Pay
- ・Pay Pay
- ・PayB
- ・楽天銀行コンビニ支払いサービス

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

いろいろな届出と申請

届出の際は、水せん番号CD、住所、氏名、電話番号などをお知らせください。
電話での受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

上下水道のご使用を「開始」するとき

- ・「電話」「郵送」「インターネット」のいずれかでお届けください。
- ・郵送の場合、玄関や郵便受けに取り付けてある青いビニール袋に入っている「**上下水道使用申込書（口座振替申込書兼用）**」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。
- ・「申込書」がない場合や水が出ない場合は、電話でご連絡ください。



上下水道のご使用を「中止」するとき

- ・引越しが決まったときは**水道料金等の清算**が必要ですので、引越しの4～5日前までに、「**最後にお使いになる日**」「**移転先住所**」「**お支払方法**」等をご連絡ください。インターネットでも届出できます。
- ・ご使用中止の届出がないと、実際に使用していない場合でも届出があるまでの期間の基本料金がかかります。ご注意ください！
- ・実際のご使用期間に対して請求時期が遅れています（1ページ参照）ので、最後の清算料金は、2～3ヶ月分を一括でお支払いいただくこととなります。

ご使用者の名義が変わるとき

- ・上下水道ご使用者の名前、口座名義、共同住宅等の総代人（お支払いの代表者）が変更になる場合は、電話でご連絡ください。
- ・給水装置（13ページ参照）の所有者が変更になる場合は、**給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152** までお問い合わせください。（書類の提出が必要となります）

インターネットでも届出ができます

ご使用開始・中止の届出はインターネットでも24時間受け付けています。詳しくは上下水道局ホームページをご覧くださいか、右の2次元コードから直接アクセスしてください。



■上下水道のご使用に関する届出方法一覧(目的別)

	電話 (平日8:00～17:15)	郵送 (切手不要)	インターネット (24時間)
使用開始	○	○	○
使用中止	○	×	○
名義変更	○	×	×

■連絡・お問い合わせ

上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118

給水装置工事のお申し込みは指定給水装置工事事業者へ

◆工事のお申し込みは

給水装置の新設・改造・修理等の水道工事は、必ず熊本市上下水道局の指定給水装置工事事業者へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

※工事業者については、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

◆工事をお申し込みの際の注意点

- ・複数の指定給水装置工事事業者から見積書を取ること。
- ・工事内容や費用についてよく説明を受けること。
- ・工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認すること。

◆工事費用

- ・工事費用は、お客様のご負担です。(金額は使われる材料や工事の規模に応じて異なります)。
- ・その他に上下水道局にお支払いいただく手数料等が必要です。(費用については「表1」をご覧ください)。
- ・上下水道局では工事費用の見積は行っていないので指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

※給水管の引き込み工事をお考えの方で隣接する道路の工事が行われる場合、工事費用(道路部分の舗装復旧費)が安くなる場合があります。

◆加入金とは

- ・新たに水道を引くお客様に、水道施設の整備・拡張費の一部を負担していただくものです。

表1

メーター口径	加入金 (消費税10%込)	設計審査 手数料	竣工検査 手数料	工事費用
13mm	66,000円	1,000円	2,500円	お客様負担 ※見積は指定給水工事事業者に 依頼してください
20mm	132,000円			
25mm	198,000円		5,000円	
40mm	660,000円			
50mm	1,320,000円		7,000円	

◆家を解体するときは上下水道局へ届出が必要です

- ・給水管を道路境界が配水管(道路)上で支障をきたさないように止める必要があります。
- ・申し込みは指定給水装置工事事業者へお願いします(お客様のご負担です)。

■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152

排水設備工事は、指定工事店で

排水設備工事をするときには、必ず熊本市上下水道局が指定した「排水設備指定工事店」へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

指定工事店は、基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事金額の請求や粗悪工事、粗悪品の使用などをなくして、安心して工事をまかせることができるように、熊本市上下水道局が指定したものです。

必要書類の作成・届出や工事費の融資あっ旋・利子補給制度等の諸手続についても、皆さんのお手伝いをします。

家屋の新築・増改築等をされるときの排水設備工事についても、指定工事店でなければなりません。(下水道条例第7条)

- 各工事店が、直接皆さんのご家庭を訪問して排水設備の工事について勧誘にくる場合もありますので、必ず指定工事店であることを確認して申し込んでください。

排水設備工事は、お客様の費用負担により「指定工事店」との契約で、行われるものです。

◆排水設備工事の進め方



※排水設備指定工事店は、給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153へお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口に設置している一覧表でご確認ください。